

2020年 2月10日

お客さま 各位

中栄信用金庫

民法の一部改正（改正債権法）を踏まえた預金規定改定のお知らせ

当金庫では、改正民法（債権法）を踏まえ、2020年4月より普通預金規定等を下記のとおり改定いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用になります。

記

以下の条項を新設・追加いたします。

「規定の変更等」条項を新設
規定の変更等 <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p>【改定対象規定】 普通預金・納税準備預金共通規定、貯蓄預金規定、通知預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定、定期預金等共通規定、積立期日指定定期預金規定、積立定期預金規定、定期積金規定、財産形成積立定期預金規定、財形年金預金規定、自動振込約定、両替機専用カード取扱規定、夜間金庫利用規定、休眠預金等活用法に係る追加規定、振込規定、キャッシュカード規定、法人キャッシュカード規定、ICカード特約規定、デビットカード取引規定、Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス規定</p>
「成年後見人等の届出」条項の追加
成年後見人等の届出 <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項をお届けください。また、預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</p> <p>(2) ～(5) 省略</p> <p>【改定対象規定】 普通預金・納税準備預金共通規定、貯蓄預金規定、通知預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定、定期預金等共通規定、積立期日指定定期預金規定、積立定期預金規定、定期積金規定、財産形成積立定期預金規定、財形年金預金規定</p>

「預金の解約、書替継続」条項の追加

預金の解約、書替継続

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することではできません。
- (2) 定期預金等を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書又は通帳とともに当店に提出してください。
- (3) 期日指定定期預金の一部について解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書又は、通帳とともに当店に提出してください。
- (4) 前記(2)の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の解約または書替継続の手續を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手續を行いません。
- (5) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

①～② 省略

【改定対象規定】

定期預金等共通規定、積立期日指定定期預金規定、積立定期預金規定、定期積金規定、財産形成預金規定、財形年金預金規定

「利息」条項の追加

利息

- (1) ～ (2) (略)
- (3) この預金を共通規定 3. (1) により満期日前に解約する場合、および共通規定 3. (5) の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって 1 年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
- ①～⑥ (略)
- (4) (略)

【改定対象規定】

期日指定定期預金規定、自動継続期日指定定期預金規定、自由金利型定期預金（M型）規定、自動継続自由金利型定期預金（M型）規定、自由金利型定期預金（大口定期預金）規定、自動継続自由金利型定期預金（大口定期預金）規定、変動金利定期預金規定、自動継続変動金利定期預金規定、積立期日指定定期預金規定、積立定期預金規定、定期積金規定、財産形成預金規定、財形年金預金規定

※上記の条文追加は一例であり、各追加部分と同内容の条文を、各規定へ追加いたします。

「適用範囲」条項の追加

(1) (略)

- ①日本電子決済推進機構（以下「機構」といいます。）所定の加盟店規約（以下「規約」といいます。）を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員であるまたは複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）。但し、当該加盟店契約の定めに基づき、当金庫のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。
- ②規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「間接加盟店」といいます。）。但し、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当金庫のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。
- ③規約を承認のうえ機構に任意組合として登録された加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人（以下「組合事業加盟店」といいます。）。但し、規約所定の組合契約の定めに基づき、当金庫のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります

【改定対象規定】

デビットカード取引規定

「デビットカード取引契約等」条項の追加

- (1) 前記(1)により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下「デビットカード取引契約」といいます。）が成立するものとします。
- (2) 前項によりデビットカード取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。
- ①当金庫に対する売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。
- ②加盟店銀行、直接加盟店または任意組合その他の機構所定の者（以下本条において「譲受人」と総称します。）に対する、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当金庫は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。
- (3) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、売買取引に関して加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。

【改定対象規定】

デビットカード取引規定